

重要な
お知らせ

新システムへの 移行に伴うお知らせ

筑邦銀行では、平成22年1月4日(月)より、新しいコンピュータシステムを稼働します。これに伴う口座番号体系および一部商品やサービスの取扱内容の変更について次のとおりお知らせします。なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 口座番号の変更

当座預金 普通預金 貯蓄預金
納税準備預金 カードローン

口座番号の変更はございません。

定期預金 通知預金
積立式定期預金 積立定期預金

口座番号が変更になります。窓口へおたずねください。

※なお、「積立式定期預金」「積立定期預金」の預金種類が「積立型定期預金」に変更になります。

2 通帳、証書、キャッシュカード等のお取扱いについて

当座勘定入金通帳 納税準備預金通帳
総合口座通帳 カードローン通帳
普通預金通帳 定期預金証書
貯蓄預金通帳 通知預金証書

現在の通帳・証書がそのままご利用になれます。
平成22年1月以降、お客さまがご希望される場合は、ご来店時に通帳・証書を取替させていただきます。

貯蓄総合口座通帳
積立式定期預金通帳
(ゆめ、オリジナルPlan)

ATMではそのままご利用になれます。
窓口では通帳のお取替が必要になりますので 平成22年1月以降、ご来店時に取替させていただきます。

定期預金通帳
通知預金通帳
希望積立定期預金通帳

通帳のお取替が必要になります。
平成22年1月以降、ご来店時に取替させていただきます。

キャッシュカード マルチナカード
カードローンカード ビジネスカード

現在のカードがそのままご利用になれます。

※各種預金の規定を改定しましたので、規定集がご入用の場合は窓口へお申し付け下さい。

3 通帳等に表示する文言について

●通帳・証書へのお客さま氏名の表示

法人のお客さまについては、法人名・肩書き・代表者名を通帳・証書に表示しておりましたが、個人情報保護の観点から法人名のみ印字させていただきます。

平成21年までの表示例

株式会社 筑邦商事
代表取締役 筑邦 太郎

平成22年からの表示例

株式会社 筑邦商事

●通帳等の摘要欄等に表示する文言について

お客さまの通帳、取引明細表等の摘要欄等に表示しているお取引文言を一部変更させていただいております。

平成21年までの表示例

	年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高	摘要
1	21.12.19	*5,000		*** ** 170,000	〇〇〇ガス
2	21.12.20		*50,000	*** ** 220,000	チクハウショウジ

平成22年からの表示例

	年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高	摘要
1	22. 1.19	*5,000	自動振替	*** ** 170,000	〇〇〇ガス
2	22. 1.20	振込	*50,000	*** ** 220,000	チクハウショウジ



あなたのまちの

筑邦銀行

4 利息決算日の変更

普通預金・納税準備預金	
平成21年まで 2月と8月の第3土曜日に利息決算	平成22年から 2月と8月の第2日曜日に利息決算 ※ただし、その翌日が休日の場合は翌営業日の前日
貯蓄預金	
平成21年まで 毎月第3土曜日に利息決算	平成22年から 2月と8月の第2日曜日に利息決算 ※ただし、その翌日が休日の場合は翌営業日の前日

※お利息の口座への入金、利息決算日の翌営業日となります。

5 入金票等の変更

入金票等が変更になります。現在の入金票等をそのままご利用になれるものと、なれないものがあります。平成22年1月以降、窓口へおたずねください。

6 口座振替等の自動引落方法の変更

公共料金、ご融資のご返済等の自動引落日当日の営業開始前に引落口座の残高が不足しており自動引落にならなかったため、当日引落口座にご入金された場合	
平成21年まで 営業終了後に自動引落を行います。	平成22年から 口座にご入金と同時に自動引落を行います。

※ただし、自動引落の種類によっては、当日の朝一回のものがあります。

7 積立型定期預金の自動振替方法の変更

自動振替日当日の営業開始前に振替口座の残高が不足しており自動振替にならなかったため、当日振替口座に入金された場合	
平成21年まで ・営業終了後に自動振替を行います。 ・振替の約定日から5営業日以内に引落口座にご入金された分まで自動振替を行います。	平成22年から ・口座にご入金と同時に自動振替を行います。 ・振替の約定日当日のみ自動振替を行います。

8 定期預金の商品性の変更

スーパー定期【お預け入れ期間3～5年】をご契約のお客さま

「一部解約」を行う場合のお利息の計算方法が変更になります。

当初300万円以上お預けいただき、平成22年1月以降一部解約を行い、一部解約後の残高が300万円を下回る場合、一部解約後の残高部分の利息計算に関して、一部解約前の期間に対するお利息の計算は当初お預入れの時の300万円以上に該当する利率を適用し、一部解約日から満期日（または解約日）までの期間に対するお利息の計算は、当初お預入時の300万円未満に該当する利率を適用します。

据置定期をご契約のお客さま

「一部支払」を行う場合のお利息の計算方法が変更になります。

当初300万円以上お預けいただき、平成22年1月以降一部支払を行い、一部支払後の残高が300万円を下回る場合、一部支払後の残高部分の利息計算に関して、一部支払前の期間に対するお利息の計算は当初お預入れの時の300万円以上に該当する利率を適用し、一部支払日から満期日（または支払日）までの期間に対するお利息の計算は、当初お預入時の300万円未満に該当する利率を適用します。

9 公共債取引口座について

- お客さまへの公共債にかかる取引内容および残高のお知らせにつきましては、平成22年1月4日以降は「取引残高報告書」を3・6・9・12月末を基準日として翌月初旬に郵送いたします。ただし、3・9月末については、前回の基準日から残高等変更がなければ郵送いたしません。
- 「債券利金・償還金振込のご案内」は郵送いたしません。利金のお受取額は「取引残高報告書」にてお知らせします。また、償還金については、償還月の前月初旬に「国債等公共債満期償還のご案内」を郵送いたします。